

通知カード・個人番号カードの取り扱いに関するご案内



個人番号カードは有効期限があります

20歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5回目の誕生日までとなっています。

なお、通知カードには、有効期限はありません。

また、個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限は、証明書発行日から5回目の誕生日までです。

個人番号カードの交付方法

個人番号カードの交付を受ける際は、原則として、ご本人が住民課窓口に出向いていただき、本人確認を行う必要があります。ただし、病気や障害などによりご本人が出向くことが難しい場合に限り、ご本人が指定する方が代理人として交付を受けることができます。

通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったとき

住所に変更があったときは、通知カードまたは個人番号カードに変更事項を記入する必要があります。転入・転居手続きの際に、通知カードまたは個人番号カードを合わせて窓口に提出してください。

また、婚姻等により氏名が変わった場合などにより、通知カードまたは個人番号カードの記載内容に変更があったときも、14日以内に届け出て、通知カードまたは個人番号カードの記載内容を変更する必要があります。

海外転出の場合

通知カード、個人番号カードのいずれであっても住民課へ返納してください。

国外転出後、通知カードまたは個人番号カードは失効しますが、当該カードの返納者に個人番号を把握しておいていただく必要があるため、当該カードは、「国外への転出により返納を受けた旨」を表示したうえで、返納者に還付します。

死亡したご家族のカード

お手数ですが、カードは住民課へ返納していただきますようお願いします。

カードを紛失・破損した場合

通知カードの再交付または個人番号カードの交付を申請することができます。

ただし、紛失等によるカードの再交付の場合、原則有料になります。再交付手数料の額は、通知カードは500円、個人番号カードは800円、電子証明書は200円です。



通知カード・個人番号カード・マイナンバー制度の詳細はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

公式サイト

個人番号カード総合サイト

検索

HP <https://www.kojinbango-card.go.jp>

マイナンバー

広域 イベント 情報



| 名 称 | と き | と こ ろ | 料 金 | 問 合 せ 先 |
|-------------------------|---|----------------------------|--------|------------------------------------|
| 七宝焼体験教室特別企画 「マーブル七宝」 | 2月16日(火)～18日(木)・ 20日(土)・21日(日) 午前9時30分～11時30分 | あま市七宝焼 アートヴィレッジ 交流工房 | 2,500円 | あま市七宝焼 アートヴィレッジ 052(443)7588 |